

一般社団法人 日本物理学会

日本物理学会 米沢富美子記念賞 授賞規程

2019年7月13日 第639回理事会 承認

第1条 日本物理学会（以下「本会」という。）は、物理学分野の発展に顕著な功績があった女性科学者を顕彰し、女性科学者の当該分野における活動の一層の活性化を図るため、本会に賞を設ける。

2 前項に定める賞は、女性として初めて日本物理学会長を務めた米沢富美子氏を記念し、日本物理学会 米沢富美子記念賞（以下「本賞」という。）と命名する。

第2条 本賞の授賞対象者は原則として本会の女性会員とする。その他の条件は、細則にて規定する。

第3条 受賞者は、毎年一回定め、本会の年次大会において表彰する。

第4条 本賞の授賞は、一回につき若干名（五名程度を上限）に対して会長名にて行う。

第5条 過去の受賞者において、反社会的行為など本会の名誉を著しく毀損する行為があったと認められた場合、理事会審議を経て授賞を取り消すことができる。

第6条 この規程の改正は、選考委員会の議を経て、理事会で決定する。

付 則

この規程は、2019年7月13日から施行する。

日本物理学会 米沢富美子記念賞 授賞細則

2019年7月13日 第639回理事会 承認

- A) 米沢富美子記念賞（以下「米沢賞」という。）の選考においては、研究業績、物理学教育活動、本会活動への貢献、その他物理学分野の発展に関わる社会的活動などの業績一般を評価対象とする。
- B) 受賞候補者の資格として博士の学位は必要とはしない。但し、米沢賞の応募締め切り時点で、博士の学位取得の場合には取得後15年以内（学位未取得の場合には45歳以下）であるものとする。諸般の事情により研究その他物理分野における活動の空白時があれば、その年月は考慮するものとする。
- C) 米沢賞の受賞は原則一人一回までとする。
- D) 本会が授賞する論文賞、若手奨励賞、学生優秀発表賞と米沢賞との重複受賞、また評価業績の重複、などはこれを一切問題としない。
- E) 論文発表時期など評価すべき業績の成立時期については、特に制限を設けない。
- F) 受賞候補者の推薦は他薦または自薦によるものとし、本会の各領域代表、支部長、副会長を窓口として、定められた締め切りまでに事務局に必要書類（別表）を提出すること。
- G) 米沢賞の受賞候補者枠は、各領域はそれぞれの若手奨励賞の上限数とする。各支部枠はそれぞれ2名とする。
- H) 推薦者は二名以内とし、本会正会員、シニア会員、名誉会員のいずれかに限る。他薦の場合は被推薦者の了承を必要とする。どの場合も推薦書は一通とする。
- I) 領域代表・支部長・理事自身が推薦されることは、これを妨げない。
- J) 選考委員会は、論文賞選考委員会が兼務する。
- K) 推薦を受けた応募者本人またはその近親者（配偶者、一親等以内）が選考委員に含まれていた場合、審査・選考からは外れるなどの配慮をする。また、選考委員から利益関係等について申し立てがあった場合も、同様な配慮をすることができる。
- L) 授賞式は、年次大会総合講演会場にて開催する。受賞後、極力一年以内に大会にて記念講演を行う。
- M) この細則の改正は、選考委員会の議を経て、理事会で決定する。

別表（提出書類。すべて pdf フォーマットの電子版にて提出すること。）

- 1) 応募申請書：本会会員番号、学位取得年などを含む、本会が用意する書式に従って作成のこと。活動空白時の考慮を要する場合は、その旨を記載のこと。
- 2a) 推薦書：推薦者によって和文 3000 字以内、あるいは、英文 1500 ワード以内で作成すること。選考の評価基準を明確化するため、各項目についての代表的な記述内容を以下に例示するが、全てを記載する必要はなく、またこれ以外に記述項目があれば自由に記載して良い。各業績が共同で行われたものである場合は候補者の貢献度について具体的に記述すること。  
  
研究業績：(a) 研究の当該分野における位置付け、(b) 独創性、(c) 波及効果、(d) 研究の発展性  
教育業績：(a) 業績内容の特徴、(b) 波及効果、(c) アウトリーチ効果、(d) 今後の発展性  
本会活動に対する貢献：(a) 本会の各種委員歴、活動内容。(b) 本会からの委嘱業務（査読、審査、等）(c) その他、特筆すべき貢献。
- 2b) 業績リスト：論文、講演、著書に分けて新しいものから番号を振ること。推薦書の添付資料として作成し、推薦内容に関連したものに限り最大 30 項目とし、推薦書内で必ず引用すること。ただし、文字数・語数制限の枠外とする。
- 3) 主要論文：業績リストに含まれる主要論文 5 編以内の pdf ファイル。

#### 付 則

この細則は、2019 年 7 月 13 日から施行する。